

『大鏡』の歴史観

笠井 昌昭

一、官撰史書の終焉と私撰史書の成立

古代における官撰史書は、周知のごとく、六国史のさいごたる『三代実録』をもって終わる。『三代実録』の撰上は、延喜元年（九〇一）であるが、しかし、これをもって、朝廷における国史修撰の意図がまったく廃絶してしまったわけではなかった。醍醐天皇のあと、朱雀・村上の二朝にわたり、承平六年（九三六）から安和二年（九六六）まで、撰国史所が設置されていたのであって、われわれはその経緯のあらましを、『類聚符宣抄』第十に収められた一連の宣旨によって、知ることができる。

すなわち、この撰国史所は、最初、藤原恒佐と平伊望とを別当とし、のち大江朝綱と大江維時とに引き継がれて、三十四年のながきにわたって存続した。そして、ほとんどその草稿をつくりあげていたにもかかわらず、それは未定稿のままに打ち捨てられ、ついに正本を撰上することなく終わってしまったのである。¹⁾

それが、いかにして潰えたか。そのことを考えるとき、『類聚符

宣抄』の伝える十八の関係宣旨のうち、さいごの宣旨の日付けは、はなはだ暗示的である、といわなければならない。この一連の宣旨は、承平六年十一月二十九日付けのものにはじまるのであるが、そのさいごはじつに、安和二年二月十三日付けに終わっているのである。そして、かの安和の変が起きたのは、それからわずか一ヶ月あまりのち、同年三月廿五日のことなのであった。

かくして、三十年あまりの歲月をついやし、『三代実録』につづくはずの官撰史書の編纂に従事していた撰国史所が、その長年の労苦に報いられずして霧散してしまったのは、安和の変による混乱が、かならずや、影響しているであろう。それとともに、ほぼ三十二年ごとに行なわれていた日本紀講書もまた、この四年まえの康保二年（九六五）の講書をもってさいごとし、以後ふたたび行なわれることはなかった。

このようにみてくるとき、九七〇年をさかいとして、記紀にはじまる古代律令国家の歴史理念は失なわれたようにおもわれる。そして、それはそのまま、その時期における古代貴族社会の変質でもあ

った。九七〇年代から十一世紀初頭にかけて、藤原氏の政權独占とともに、貴族社会はまさに一変した。それとあい呼応して、古代国家の官撰史書は終焉を告げたのである。

○

上に説くごとく、『三代実録』につづくはずの官撰史書の編纂が、三十四年の長きにわたって準備されながらも、ついに挫折した直接の原因を、もし安和の変およびその後の政局の展開に求めることができるとするならば、安和の変が藤原氏独裁の道を成就するさいごの政変であつただけに、その意味するところは、はなはだ大きいとしなければならない。

もちろん、藤原氏の摂関政治は、時としてまま説かれるような、反律令的なものではない。いうまでもなく、摂関政治は律令的な天皇の権威を背景としてこそ、はじめて成立しうるものだからである（もつとも、この問題はもう少し綿密に考えなければならぬが、そのことについては後でふれる）。

しかし、それは、あくまで反律令的なものではなかったにせよ、天皇を前に押し出して政治を行なうのが日本古代の律令国家における「晴」の場であつたとすれば、摂関政治なるものは、いわば「葵」の政治であるといえよう。あらゆる政治の側面をみて、十世紀後半から十一世紀へのそれは、公的なものから私的なものへの移行行きであつた。しかも、その秋にあたつて、公的な「晴」の文字たる真名にかわつて、私的な「葵」の文字たる仮名が表面におしだされてくるのは、けつして偶然ではないであらう。

けだし、葵の政治である摂関政治の歴史理念をロゴス化するにあ

たつて、（六国史の漢文体に代わつて）葵の文字たる仮名が採用されたのは、その意味でむしろ必然的なことであつたと考えられる。かくして成立してくるのが『栄花物語』と『大鏡』とであるが、ここでは与えられた紙数の都合上、『大鏡』に重きをおいて、考察を試みたい。

二、『栄花物語』の歴史観

『大鏡』を論ずるにあつて、まったく同じ時代を叙述の対象とし、かつ『大鏡』に先行するところの『栄花物語』について、少しでもふれておかなければならない。

『栄花物語』巻一、「月の宴」は、

世始りてのち、この国のみかど六十余代にならせ給にけれど、この次第書きつくすべきにあらず、こちよりの事をぞ記すべき。

と、書きだしている。ここには、「近き世」とそれ以前とを区別する歴史意識の働いていることが、なによりもまず、注意されなければならないであらう。

では、『栄花物語』のいう近き世とは、いつからかといえば、それは宇多ないしは醍醐天皇以後、つまり十世紀初頭以後であるが、なお端的にいえば、村上天皇以後というのであつて、宇多・醍醐・朱雀の三代は、村上天皇を引き出してくるための、いわば前提にかすぎない。じじつ、巻一「月の宴」の大部分は、村上天皇を中心とし、そこにおける藤原師輔の人物ならびに位置づけがおこなわれ、巻一の終りにいたつて、師輔没後の朝廷のたよりなさと、それ

に追い打ちをかけるがごとき村上天皇の崩御、そしてそれらによって起こってくる安和の変とをえがく。

今日の目から見れば、藤原氏の政權独占への道とその間の他氏排斥の歴史は、応天門の変による大伴氏と紀氏の衰退、阿衡の紛議による橘氏の失脚、あるいは延喜における菅原道真の左遷、そして安和の変による源高明の没落、といった筋みちが読みとれるであろうが、『栄花物語』は、宇多・醍醐から筆を起こしてはいても、道真左遷のことはえがかない。それはとりもなおさず、『栄花物語』の作者なり編者なりの意識のなかに、道長の栄花のよってきたところ、藤原師輔にはじまり、その確立は安和の変にあるのだ、という考え方が明白にあったためであろう。したがって、道長時代の人びとの近世の観念は、村上朝をその起点としたのである。これは、今日の摂関時代設定のうえからいっても、けだし妥当するもの、といわなければならない。

このような摂関時代の設定において、えがきはじめられた『栄花物語』は、巻一「月の宴」の叙述のなかに、摂関政治の本質をみごとに描き出してみせた。

すなわち、ここには、女たちをもっている貴族たちが自分の女をなんとか入内させようという競争、そして入内させた女に皇子が生まれることへの期待に一喜一憂している姿が如実に描写されているが、そこに外戚としての権力を得られるか否かという運命がかけられていたのであった。

太政大臣忠平の長男であり、左大臣でもある一人の実頼も、入内させた女が早逝したばかりに、弟の右大臣師輔に実質的な権力の座

を奪われる。また、せっかく、女に第一皇子を誕生させることのできた藤原元方も、皇女を生むことだろうとたかを括っていた師輔の女の腹に、第二皇子が生まれたため、衆寡敵せず、失意のうちに亡くなってしまう。

けっきょく、それは、たとえば師輔じしんの力によって、権力の座ががちとられるのではない。第一に、その人が女をもったか。第二に、入内させた女に皇子が生まれるか。それによって、はじめて権力の座が与えられるのであり、すべては運命的な支配のなかにある。

いまは巻一を垣間見たにすぎないが、『栄花物語』の主人公たる道長のばあいも同様である。道長のばあいは、さらに九九五年に左大臣に任ぜられたことじたいが、疫病の流行という運命的支配であり、それをばのちの『天鏡』は、いみじくも喝破している。しかも、かれの栄花は、彼が女運にめぐまれ、一家に三后を立てたことによって絶頂に達する。

『栄花物語』は、このようにして主流にのしあがった人の栄光をえがくが、その一方ですでにみた藤原元方をはじめ、多くの破れ去った人びとの悲しみをえがく。しかも、その失意に陥った人びとの魂が怨霊となつて、栄花の座にある人びとに翳をなげかけることになるのも、すでに巻一において、冷泉天皇の狂気を元方の怨霊のせいに帰することにみることができ。怨霊は、栄花の座にある人びとの疑心暗鬼の所産にはかならずであるが、つまりそれは他の面からいえば、栄花の座にある人びとが、みずからの力によって己が権力を生みだしたのだ、という確信を究極においてもちえなかった

こと、裏がえせば、運命的なるものの支配の手中に埋没していることの反映にはかならないであらう。

『栄花物語』がその後半に、精根こめてえがきだす道長の仏道帰依、法成寺伽藍の建立も、けだし、この運命的なるものの支配の中にゆだねられていたひとの、その不安から安住へのみちをみつけどうとする、ひとつのあがきであったともいえるのである。

このようにみてくれば、『栄花物語』は、たんに手ばなしに道長の栄花を讃歎するだけではなく、その初巻において摂関政治の本質をあきらかにしていること、また、そこに歴史の動かし手を運命にみる史観の成立があること、などが、やはり注目されなければならぬ。かつて、西郷信綱氏は『日本古代文学史』において、『栄花物語』には「この種の作品にいちばん大切な政治の本質的把握がない」ときめつけられたが、その改稿版において、その一言を抹殺されたのは、けだし当然の処置であった。それはともかく、かくして『栄花物語』においては、六国史にはみられなかった、ひとつの運命史観ともいべきものが成立した。そしてそれは、『大鏡』に引きつがれ、そこにおいて、なお深められてゆくのである。

三、『大鏡』の立場

『大鏡』は、『栄花物語』と同じ時代をえがきながら、なかなか、一筋縄ではとらえにくい書物である。まことに、まったく同じ時代を叙述の対象としながら、両者のとった形態上、性質上の差異は、好箇の史学史的考察題材であらう。

しかしながら、『大鏡』にたいする論議の大部分は、これまで、

その成立年代、あるいは作者の比定・究明に集中してきた観がある。『大鏡』のなかに語られる『今年万寿二年』というのをそのまま成立年代とみる説は、伴信友いらい今日なお反覆されるところもあるが、これはいささか色あせており、応徳三年（一〇八五）ごろとする説、あるいは、『今昔物語集』や『大鏡』の裏書などとの関係から元永・保安のころ（一一八一—一二三三）とする説などが、現在なお交錯している。そして、作者をだれに求めるかについては、藤原為業という旧説を除いても、十人ちかい人物の名があげられている。すなわち、宇多源氏である源道方、その子乗方、あるいは源師房の子の顕房、俊房、顕房の孫雅定、そして源俊明（隆国男）。また藤原氏の方からは、道長の子の藤原能信、勧修寺流の藤原資国などがそれである。⁽⁵⁾

これらの成立年代についての異説（院政前とみるか院政開始後とみるか）や、作者を大きくわけて源氏と藤原氏のどちらにみるかは、それぞれに対応するものであるが、これら諸説は、けっきょく『大鏡』の内容、あるいはその著作目的をどうみるかにかかわっているであって、つまりは『大鏡』の内容の複雑さに起因するものである、といわなければならない。

『大鏡』の構成については、いまさらいうまでもないであろうが、序・本紀・列伝・藤氏物語・昔物語という形をとり、本紀はすなわち帝紀で、文徳・清和・光孝・宇多・醍醐・朱雀・村上・冷泉・円融・花山・一条・三条・後一条の十四代にわたり、列伝とはすなわち摂関家列伝で、冬嗣以下、良房・良相・長良・基経・時平

・仲平・忠平・実頼・頼忠・師尹・師輔・伊尹・兼通・為光・公季・兼家・道隆・道兼・道長の二十人の列伝に分かたれている。また、藤氏物語は藤原鎌足から頼通まで十三代にわたり、昔物語は、光孝天皇即位当日の話以下、和歌技芸に関する風流譚、神事仏事にたいする信仰譚が多くみられ、藤原氏の人びとにとどまらず、一部源氏にもふれている。

さて、このようにして、『大鏡』は長い年代にわたり、多くの人物について物語つてはいるけれども、話の中心は、じつは『栄花物語』と同じく、道長そのひとつについて語ることにあった。それは巻一冒頭の世継のことに、

としごろ、「むかしの人にたいめして、いかで世の中の見きくことをも、きこえあはせむ。このただいまの入道殿下の御ありさまをも申あはせばや」とおもふに、あはれにうれしくもあひ申たるかな。

とあるとおりである。しかもさらに、

まめやかに世次が申さんとおもふことはことごとかは。ただいまの入道殿下の御ありさまの、よにすぐれておはしますことを、道俗男女のおまへにて申さんと思ふ。

というとき、その道長については、その世にすぐれたることをのべるのが目的であったが、世継はなおことばを継いで、

「世間の、摂政・関白と申し、大臣・公卿ときこゆる、いにしへいまの、みなこの入道の御ありさまのやうにこそ、おはしますらめ」とぞ、いまやうのちごどもはおもふらんかし。されども、それ、さあらぬことなり。

というのであつて、要するに『大鏡』は、この道長の栄花が、とくべつなものであったことを説こうとするのである。

かくして、『大鏡』の目的は、道長の世にすぐれた栄花を説くことにある、ことは確かだが、ただそれだけにしては夾雑物がめだちすぎる。すなわち、その夾雑物とは、すでに指摘されてきたごとく、王威の強調、ないしは、いわゆる『大鏡』のもつ批判性、将来源氏が栄えるであろうといったふうな予言的言説、といったものである。なるほど、それらは、ただたんに道長の栄花を謳いあげることに『大鏡』の目的があるとするならば、不響和音を奏する部分と看做すことができよう。そこから、『大鏡』は、たんに道長の栄花を説くことだけを目的とするのではなく、「藤原氏が摂関政治によって権を得たように、源氏は院政によって権を得ようとする希望をここに託したものである」として、『大鏡』の成立を院政開始後におき、その作者を宇多源氏たる中院雅定にみようとする説がでてくる。また、作者を源俊明・源頭房とする説も、同様な立場である。

しかしながら、それらの夾雑物とされるもののうち、まず、よくいわれるところの『大鏡』の批判性とは何であろうか。一般に、『大鏡』が批判的だというのは、とくに道長伝の法成寺造営についての条であろう。すなわち、世継の「かくたのしき弥勒のよにこそあひて侍れや」ということばにたいする、繁樹の「ただいまは、この御堂の夫を頻にめす事こそ人はたへがたげに申めれと、それはさなき給はぬか」という問いが、それである。

なるほど、この繁樹のことばだけを、前後の文脈から切り離して、取り上げれば、かなり強く聞えるであろう。しかし、世継はこ

れを軽くないして、繁樹もまたあっさりそれに同意してしまおうという前後の關係のなかに、このことばを置いてみれば、この一言をもつて、『大鏡』が批判的立場にあるかどうかの判断を下すことは、きわめてむずかしい、といわなければならない。⁽⁸⁾むしろ、文章全体からすれば、一見批判的とみえる繁樹の言辭は、それに反論することによって、かえって法成寺造営にたいする讚美をきわだたせるための、文学的修辭とさえみることのできるのである。

つぎに、王威の強調という問題に関してはどうかであらうか。ふつう、これについては、時平伝に、道眞の怨霊が雷神と化して清涼殿に落ちかかったとき、時平ひとり太刀をぬいて立ち向い、「いきても我がつぎにこそものしたまひしか。今日、神となり給へりとも、このよには我にところをおき給べし。いかでかさらではあるべきぞ」と、にらみやったところ、一度はしずまったという話を物語ったあとに、「されどそれは、かのおとどのいみじゅうおはするにはあらず、王威のかぎりなくおはしまするによりて、理非をしめしたまへるなり」といつていることなどが、あげられるのがつねである。⁽⁹⁾

これは『栄花物語』のあけはなしの道長讚美とはちがうところで、このように王威が摂関の権よりも上にあることを諷しているのは、現実の事態として院政が出現し、摂関政治をおさえたときに、この『大鏡』が書かれたのであらうとする説に結びついてゆくことも、また周知のところであらう。

しかしながら、このような具体的事例をもちだすまでもなく、『大鏡』はその冒頭において、比類ない道長の栄花をのべるのだとい

うその表舌のうらに、すでに王威の存在を暗示していた、というべきである。すなわち、『大鏡』は、道長の栄花をのべるのが目的だから、「帝王の次第は申さでもありぬべけれど」といつつ、その「入道殿下の御栄花もなによりてひらけたまふぞと思へば、先みかど後の御ありさまを申べきなり」といつて、序について帝紀を掲げているのである。つまり、そこにはすでに、道長の栄花の背景には王威のあることが暗示されているといわなければならない。

そのようにみてくると、王威の強調ということとは、『大鏡』における部分的な夾雑物ではなく、その最初からその根底にふかく置かれていたひとつの要素であった、とみななければならない。

では、それは『大鏡』全体を考えると、どのような意味をもつてくるのであらうか。

『大鏡』は、たんに出来あがつてしまった道長の栄花を説こうとするだけではなく、いかにして今日の道長の栄花が存在するかをたづねようとする。

つてにうけたまはれば、法華經一部をときたてまつらんとてこそ、まづ余教をばときたまひけれ。それをなづけて五時教とはいふにこそはあなれ。しかのごとくに、入道殿の御さかへを申さんとおもふほどに、余教のとかるゝといいつべし。

とヒュ的にいわれたそれは、歴史にひそむ原因とその結果をあらわにしようとする姿勢である、といつて過言ではなからう。

因果關係の究明は、歴史学のひとつの要素であるが、それは過去における個々の歴史叙述において、必ずしも強くあらわれるとはか

ぎらない。『日本書紀』や『古事記』は、天皇家の永遠性のよってくるところを説明し、またことに『日本書紀』は「舒明即位前紀」に異例のスペースをさき、そこに天武政権のよってきたる正統性を根拠づけようとした。記・紀においては、多少そのようなところに原因と結果による歴史的説明をみることができるとは、『続日本紀』以下のいわゆる五国史においては、原因と結果における歴史的考察態度は、ほとんどみられない、といつてよい。

そして、それは『栄花物語』においてあらわれ、『大鏡』において、原因と結果をみきわめようとする態度は、たんなる歴史的説明に終わらず、するどい歴史的洞察にまで進んだのである。

おそらく、そのような思索は、仏教的因果論に学ぶところが多かったであろう。それが儒教的思想を根底とする六国史とは、まったく異なる歴史観、あるいは歴史的洞察をもたらしただが、それは同時に反面、運命史観の色彩を濃厚とせざるを得なかった。とくべつな道長の栄花も、その原因をたずねれば、けっきょく道長個人の力によるものではない、所詮、道長じしんも運命の人であるという、深い洞察がそこにあらわれてくる所以である。

『栄花物語』は、すでにみたごとく、巻一「月の宴」において、摂関政治の「おおち」政治たる本質をあきらかにしたが、『大鏡』はさらにその「おおち」政治のカラーをさまざまに露呈してみせた。摂関政治が「おおち」政治である以上、それは藤原氏そのものの権力によって成り立ちうるものでなく、王威を背景とするものであることは、理の当然である。したがって、『大鏡』は、王威と藤原氏の権が、冬嗣から道長の時代にいたるまでどのように、ぶつ

かり、相即し、あるときは相手を圧倒し、という姿を描き出してみせたのである。

ひるがえってみれば、すでに大化改新における律令制度への方向づけにおいて、神ながらの天皇権力と、儒教的な律令制度とはたがいに矛盾した要素をはらみつつ、儒教的かつ法治的律令制度を土台として、その上に伝統的天皇制が乗せられるという、加算的構造が成立した。律令はついに天皇にたいするなんらの規定も設けることなく、両者はいわばアンビヴァレントな関係として、大化改新から天武持統朝までは天皇専制の面を強く奏で、やがて大宝律令の制定とともに、律令制を代表する太政官政治の面が逆に主旋律を奏ではじめる。そして、その後の政治史は、この二つの主旋律のさまざまなヴァリエーションの演奏であったともいえるであろう。そして、藤原氏はしだいに太政官政治の代表者となり、摂関時代には、天皇と藤原氏の二要素に圧縮せられたわけである。

しかし、そのような洞察は、天皇を前に押し出す律令政治の晴れの時代の記念碑たる六国史にはあらわれるべくもなかった。そこにおいては、「王威」はあらためて強調される必要もない事柄だったからである。それは摂関時代史たる『大鏡』において、はじめて表現にたちあらわれるものとなったのである。

以上、『大鏡』における王威の強調は、道長の栄花を説くに当たっての夾雑物ではなく、道長栄花の原因をさぐるとき、当然そこに立ちあらわれてくるものであることを説いた。

王威の問題を考えると、それとともにとりあげるべきは、『大

鏡』の下降史観であろう。

道長の栄花を謳う、という「序」のことばを、そのまま素材にうけて、『大鏡』を読みすすむとき、

かやうに物のはえうべ／＼しきことどもも、天暦の御時までなり。冷泉院の御世になりてこそ、さはいへども、よはくれふたがりたる心せしものかな。よのおとろふることも、その御時よりなり。

と、いうふうない方は、なにかそぐわぬ感じさえ与えられるであろう。このことばは、『昔物語』のなかで、芸能の衰退について語られているのだが、ことは芸能の衰微などということだけではまず、師尹伝における

よのなかのかしきみかどの御ためしに、もろこしには、「堯・舜のみかど」と申、このくには「延喜・天暦」とこそは申めれ。

ということばと、連関づけられて考えられなければならない、延喜・天暦のち、冷泉院のころから世の中ぜんたいが落ち下ってきたことをあらわすものである。

素材に考えれば、道長の栄花をたたえる一方で、その世はじつはもう落ち下っているのだということは、矛盾とも受けとられるであろう。ではやはり、この下降史観は『大鏡』における夾雑物なのだろうか。

しかし、われわれはこれをさきの王威の問題と結びつけて考えるとき、『大鏡』がいわゆる延喜・天暦の聖代思想をもっていることはやはり重大であって、冷泉院以降、その王威はまさに落ち下って

きたのであり、その王威の落ち下るところに、はじめて臣下たる藤原氏の栄花もたらされえたのである、というのが『大鏡』の論理であるとみることができよう。したがって、この下降史観はけっして夾雑物ではありえず、『大鏡』の根底をささえる歴史観なのである。

もちろん、この下降史観のよって来たるところは、末法史観であろう。『大鏡』は全体としてみればまだ末法史観は色濃くたちあらわれてはいないが、万治二年が如来滅後一千九百七十年に当るといふところなどに断片的にうかがえるし、また、法成寺の造営にたいして、前に引いたごとく、「かくたのしき弥勒の世にこそあひ侍れや」ということばが吐かれていることにも、それは伺えるであろう。道長栄花の絶頂点をさして弥勒の世といったことは、なかなか含蓄あることばというべく、弥勒の世とは、いうまでもなく末法の世があつてはじめて、その向うに期待されるものだからである。

さて、このように『大鏡』の下降史観がみとめられるとすれば、さいごに『大鏡』の歴史思想についてふれておかなければならぬ。『大鏡』という書名が、当初からでないにせよ、あるいは『古鏡』といったともいわれ、『世継のかがみの巻』とも称されたのは事実であり、また帝紀の末尾における「あきらけき鏡にあえば、すぎにしもいまゆくすえのこともみえけり」「すべらぎのあともつぎつきかくれなく、あらたにみゆるふるかがみかも」という歌によつて、『大鏡』を論ずるときには、「鏡としての歴史の思想」が語られるのがつねである。

しかし、歴史を鑑戒とみるのは、すでに六国史の根底にある歴史思想であった。とすれば、『大鏡』に鏡としての性格をみることは、六国史との間に共通する歴史思想をみることになるが、はたしてそうであろうか。

六国史における鑑戒としての鏡とは、たんに過去をうつしだす鏡ではなく、今を照し、未来を照らす鏡である。歴史がそのようなものとしてみられるとき、つまりそこでの歴史とは、一種の実体^{サブスタンス}であった。それは変化するものではないのであって、歴史は過去・現在・未来を通じて不変であり、等質であると観ぜられた。それではなく、過去は未来へのカガミとはならないであろう。

六国史の歴史思想がこのように歴史をひとつの実体とみるのになんとして、『大鏡』はそこに下降史観をもつ以上、歴史は実体ではなくして変化である、という思想がともなわれているとみるべきである。そして、歴史を変化とみることにいてこそ、『大鏡』は、古代律令国家の記念碑たる六国史とはちがった、撰関時代史としての特質をもちえたのである。

かくして、『大鏡』はそれ以後の『扶桑略記』から『愚管抄』へとつづく、いわゆる中世的歴史観のさががけをなした、といえよう。しかも『大鏡』はその変化の大きな時期を冷泉院の時代にみたのであり、したがって、この小論の冒頭にもいうごとく、冷泉天皇の末年における安和の変は、それまでの政変にまさって、ひとつの時代を劃し、やがて歴史思想にもひとつの転機をもたらした大きな事件なのであった。

以上、『大鏡』において、一見、部分的な夾雑物とみえるものも、じつはけっして、夾雑物などではなく、『大鏡』のもつ歴史思想に、それぞれ密接につながるものであり、あるいはそれから派生してくるものであることをみた。もちろん、まだこのほかに、『大鏡』に散見する予言書性格¹³、『大鏡』の史体からするところの本質論等々、考察を試みなければならない問題が多く残されているが、それらについては、後日、稿を改めて論ずることにしたい。

〔注〕

- (1) 『本朝書籍目録』によると「新国史四十巻」とあり、宇多・醍醐の二代四十二年間を内容としている。また『拾芥抄』には「新国史五十巻、続三代実録」とも称したとあり、宇多・醍醐・朱雀三代を扱ったものであろう。未定稿のままに、このような二様のものが行なわれたのであろうと解されている。
- (2) 仮名の採用については、いままでは「仮名の採用は、たまたま（栄花物語の）作者が女性であった事に関係するのであって、特にその歴史意識とは無関係であるとも解されよう」という見解がとられていた（日本思想史研究会編『日本における歴史思想の展開』七九ページ。昭和四十年。吉川弘文館）
- (3) 西郷信綱『日本古代文学史』二九三ページ。昭和二十六年。岩波書店。
- (4) 西郷信綱『日本古代文学史 改稿版』二四五ページ。昭和三十八年。岩波書店。
- (5) これらの諸説については、松村博司『歴史物語』（昭和三十六年。塙書房）に簡潔にまとめられている。
- (6) 平田俊春「大鏡の成立について」（『本邦史学史論叢』所収。昭和十四年。富山房）

- (7) これを批判的とみる説は多いが、たとえば歴史学研究会・日本史研究会編『日本歴史講座 第八卷 日本史学史』二九ページ。昭和三十二年。東京大学出版会。
- (8) 松村博司氏も前掲書において、これを批判的とみることには難色を示している。
- (9) 王威の強調はもちろん、これにとどまらず、他に数ヶ所ある。前掲、平田論文参照。
- (10) 『愚管抄』
- (11) 今中寛司「『大鏡』の撰関時代史観」（『撰関時代史の研究』所収。昭和四十年。吉川弘文館）
- (12) 原理的な面からだけいえば、下降史観（末法史観）ないし終末論的史観なるものは、おのずから、みずからのうちに予言的性格を内包するもの、ともいえる。
- (13) 『大鏡』の対話による構成、そして噂話集としての性格の面については、簡単に拙著『信貴山縁起絵巻の研究』（昭和四十六年。平楽寺書店）の中でふれたことがある。